

令和 7 年 10 月 31 日
文 京 区

職員の懲戒処分について

文京区は、下記のとおり懲戒処分を行ったので、懲戒処分公表基準に基づき公表します。

記

1 発生年月日

令和 5 年 11 月 21 日から令和 7 年 6 月 23 日まで

2 被処分者及び処分内容

被処分者	職種及び職層	所属部名	年齢	処分内容
A	土木造園・主事	土木部	55 歳	停職 6 月

3 事件概要

被処分者 A は、令和 5 年 11 月 21 日から令和 7 年 6 月 23 日までの間、上司等からの再三の指導及び注意を受け、職務専念義務違反であることを自覚しているにもかかわらず、計 73 日 6 時間 15 分の欠勤を行った。

被処分者 A が行った行為は、地方公務員法第 35 条（職務専念義務）に違反し、同法第 29 条第 1 号（法令違反）及び第 2 号（職務上の義務違反等）に該当するものである。

したがって、被処分者 A に対して懲戒処分を行った。

4 処分年月日

令和 7 年 10 月 31 日